

令和元年 第11回白石町農業委員会議事録

1. 開催日時 令和元年11月5日(火) 午前9時00分～午前10時57分

2. 開催場所 白石町役場3階大会議室

3. 出席委員(34人)

1番 片渕久司 委員	2番 香月一夫 委員	3番 川崎勝巳 委員
4番 津田 保 委員	6番 木室徳好 委員	7番 吉原春樹 委員
8番 赤坂隆義 委員	9番 中村勝郎 委員	10番 野田弘之 委員
11番 宮崎裕二 委員	12番 岩石 学 委員	13番 井崎陽子 委員
14番 池上勝文 委員	15番 香月幸雄 委員	16番 香月伸幸 委員
17番 吉岡保則 委員	18番 森口弘実 委員	19番 川崎敏樹 委員
20番 小柳眞佐美 委員	21番 森 邦之 委員	22番 石田義明 委員
23番 小野愛子 委員	24番 山口八州男 委員	25番 田口千津子 委員
26番 片渕秋正 委員	28番 光武直広 委員	29番 溝上博信 委員
30番 永石恒弘 委員	32番 南條喜代己 委員	33番 中村康則 委員
34番 溝口修一郎 委員	35番 木下善明 委員	36番 中村秋男 委員
37番 川崎 薫 委員		

4. 欠席委員(2人)

5番 井上保博 委員 27番 松尾利助 委員

5. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

- 第2 (1) 農地法第3条の規定による許可申請について
(2) 農地法第4条の規定による許可申請について
(3) 農地法第5条の規定による許可申請について
(4) 非農地証明願いについて
(5) 農業振興地域整備計画の27号振興計画及び農用地利用計画の変更について
(6) 令和元年白石町農用地利用集積計画(11号)の承認決定について
(7) 農地移動適正化あっせん事業実施要領に基づくあっせん委員の指名について

報告事項 (1)合意解約の報告
 (2)形状変更届出について

業務連絡事項 (1)第12回農業委員会総会の日時及び場所
 (2)農地パトロールについて
 (3)その他

6. 農業委員会事務局職員

事務局長	久原 雅紀	課長補佐兼農地農政係長	香月 康彦
農地農政係長	吉原 浩	農地農政係	川崎 由香

7. その他出席職員

農業振興課 農政係 東島 楓

8. 会議の概要

事務局長 それではただいまより、令和元年11月第11回白石町農業委員会総会を開会いたします。まず初めに川崎会長よりご挨拶をお願いいたします。

会長 今日は、第11回農業委員会総会ということでご出席いただきましてご苦労様でございます。慎重に審議いただきますようよろしくお願いいたします。

事務局長 どうもありがとうございました。

本日は、33番中村康則委員、34番溝口修一郎委員から遅れる旨の連絡がっております。また、5番井上保博委員、27番松尾利助委員から欠席の届けがっております。ただ今の出席委員は36名中32名で、定足数に達しておりますので、総会は成立しております。この後の議事進行につきましては、白石町農業委員会会議規則により会長が務めます。

本日は、その他出席職員といたしまして、議案の5番目、農業振興地域整備計画の27号振興計画及び農用地利用計画の変更について説明のため、農業振興課から東島が出席しています。ではお願いいたします。

議長 それでは、議事に入る前に本日の議事録署名委員を指名いたします。本日の議事録署名委員は、20番小柳眞佐美委員、21番森邦之委員を指名いたします。これより議事に入ります。

＝議案番号第178号＝

議長 はじめに、1.「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。議案番号第178号、事務局に説明を求めます。

事務局長 農地法第3条の規定による許可申請についてご説明します。

議案番号第178号。

権利の種類は使用貸借権設定。

申請農地の表示。大字東郷字四本松〇〇番、大字今泉字二本杉〇〇番、〇〇番、田9,176㎡です。

貸付人は、白石町大字今泉〇〇番地、今泉東の親である〇〇さんです。借受人は、白石町大字遠江〇〇番地、太原上の子である〇〇さんです。

耕作面積は、田61,555㎡、畑341㎡、合計61,896㎡です。

稼働力は男2名、女1名です。

申請の事由は、経営移譲年金受給継続のため、後継者に対し使用貸借権の再設定です。

期間は令和2年1月1日から50年間です。

借受人は、今回借受される農地を含め、すべての農地において、これまで同様に適正な利用が認められ、機械、労働力、技術面、通作距離、地域との関係等も問題なく、農地法第3条第2項の各号には該当しないことから、申請は妥当と判断し、受理したところでございます。

以上で説明を終わります。ご審議方よろしくお願いたします。

議長 事務局の説明が終わりました。これについて、質疑ご意見ございましたらどうぞ。

(質問、意見なし)

議長 ないようですので採決に入ります。議案番号第178号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 ありがとうございます。全員賛成と認め、議案番号第178号は申請どおり当委員会において許可することに決定します。

＝議案番号第179号、180号＝

議長 続きまして、関連がございますので、議案番号第179号と第180号を事務局に説明を求めます。

事務局長 まず、議案番号第179号。

権利の種類は所有権移転（贈与）。

申請農地の表示。大字築切字弥兵エ搦〇〇番、田15㎡です。

譲渡人は、白石町大字築切〇〇番地、弥平搦の〇〇さんです。譲受人は、白石町大字築切〇〇番地、弥平搦の〇〇さんです。

耕作面積は、田5,622㎡、畑391㎡、合計6,013㎡です。

稼働力は男1名、女1名です。

申請の事由は譲渡人、譲受人の要望です。

譲受人は、今回譲受される農地を含め、すべての農地において、これまで同様に適正な利用が認められ、機械、労働力、技術面、通作距離、地域との関係等も問題なく、農地法第3条第2項の各号には該当しないことから、申請は妥当と判断し、受理したところでございます。

議案の位置図は、1ページをご参照ください。

事務局長 続きまして、議案番号第 180 号。

権利の種類は所有権移転（贈与）。

申請農地の表示。大字築切字弥兵エ搦〇〇番、田 33 m²です。

譲渡人は、白石町大字築切〇〇番地、弥平搦の〇〇さんです。譲受人は、白石町大字築切〇〇番地、弥平搦の〇〇さんです。

耕作面積は、田 6,314 m²、畑 75 m²、合計 6,389 m²です。

稼働力は男 1 名です。

申請の事由は譲渡人、譲受人の要望です。

譲受人は、今回譲受される農地を含め、すべての農地において、これまで同様に適正な利用が認められ、機械、労働力、技術面、通作距離、地域との関係等も問題なく、農地法第 3 条第 2 項の各号には該当しないことから、申請は妥当と判断し、受理したところでございます。

議案の位置図は、2 ページをご参照ください。

以上で説明を終わります。ご審議方よろしくお願いたします。

議長 事務局の説明が終わりました。これについて地元委員の補足説明をお願いします。

〇番 〇番の〇〇です。

地元農業委員として 10 月 30 日に事務局と現地確認を行いました。今回の申請は、事務局からの説明にもあったように、隣接する農地の現況の境界と登記図面上の境界を一致させるため、交錯している農地の部分をたがいに贈与しあうものであります。世帯ごとの営農状況につきましては、議案第 179 号の譲受人、〇〇さんは米麦を中心に約 0.6ha、議案第 180 号の譲受人、〇〇さんは米麦を中心に約 0.6ha、耕作を行っておられます。両名とも周辺地域と協力して耕作することを約束されており、所有権移転については問題ないと判断します。ご審議をお願いします。

議長 ありがとうございます。地元委員の補足説明が終わりました。これについて、質疑ご意見ございましたらどうぞ。

(質問、意見なし)

議長 ないようですので採決に入ります。議案番号第 179 号と第 180 号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 ありがとうございます。全員賛成と認め、議案番号第 179 号と第 180 号は申請どおり

当委員会において許可することに決定します。

＝議案番号第 181 号＝

議長 続きまして、議案番号第 181 号、事務局に説明を求めます。

事務局長 議案番号第 181 号。

権利の種類は使用貸借権設定。

申請農地の表示。大字遠江字新観音〇〇番、田 1,734 m²です。

貸付人は、白石町大字遠江〇〇番地、新観音の祖母分法定相続人、〇〇さん他 2 名です。借受人は、白石町大字遠江〇〇番地、孫の〇〇さんです。

耕作面積は、田 59,390 m²、畑 35,242 m²、合計 94,632 m²です。

稼働力は男 2 名、女 2 名です。

申請の事由は、経営移譲年金受給のため、後継者に対し使用貸借権の設定です。期間は令和元年 11 月 17 日から令和 11 年 11 月 30 日です。

借受人は、今回借受される農地を含め、すべての農地において、これまで同様に適正な利用が認められ、機械、労働力、技術面、通作距離、地域との関係等も問題なく、農地法第 3 条第 2 項の各号には該当しないことから、申請は妥当と判断し、受理したところでございます。

以上で説明を終わります。ご審議方よろしく願いいたします。

議長 事務局の説明が終わりました。これについては議事参与の制限がございます。〇番〇〇委員については、退室をお願いします。

(〇番〇〇委員、退席)

議長 これについて、質疑ご意見ございましたらどうぞ。

(質問、意見なし)

議長 ないようですので採決に入ります。議案番号第 181 号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 ありがとうございます。全員賛成と認め、議案番号第 181 号は申請どおり当委員会において許可することに決定します。

＝議案番号第 182 号＝

議長 続きまして、議案番号第 182 号、事務局に説明を求めます。

事務局長 議案番号第 182 号。

権利の種類は使用貸借権設定。

申請農地の表示。大字遠江字新観音〇〇番、〇〇番、大字遠江字太原搦〇〇番、大字新拓〇〇番、〇〇番、〇〇番、田 27,918.8 m²です。

貸付人は、白石町大字遠江〇〇番地、新観音の祖父である、〇〇さんです。借受人は、白石町大字遠江〇〇番地、孫である〇〇さんです。

耕作面積は、田 59,390 m²、畑 35,242 m²、合計 94,632 m²です。

稼働力は男 2 名、女 2 名です。

申請の事由は、経営移譲年金受給継続のため、後継者に対し使用貸借権の設定です。期間は令和元年 11 月 17 日から令和 11 年 11 月 30 日です。

借受人は、今回借受される農地を含め、すべての農地において、これまで同様に適正な利用が認められ、機械、労働力、技術面、通作距離、地域との関係等も問題なく、農地法第 3 条第 2 項の各号には該当しないことから、申請は妥当と判断し、受理したところでございます。

以上で説明を終わります。ご審議方よろしく願いいたします。

議長 事務局の説明が終わりました。これについて、質疑ご意見ございましたらどうぞ。

(質問、意見なし)

議長 ないようですので採決に入ります。議案番号第 182 号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 ありがとうございます。全員賛成と認め、議案番号第 182 号は申請どおり当委員会において許可することに決定します。

＝議案番号第 183 号＝

議長 続きまして、議案番号第 183 号、事務局に説明を求めます。

事務局長 議案番号第 183 号。

権利の種類は使用貸借権設定。

申請農地の表示。大字遠江字満江捌〇〇番、〇〇番、大字遠江字新観音〇〇番、〇〇番、大字遠江字太原捌〇〇番、〇〇番、大字遠江字八平〇〇番、〇〇番、〇〇番、大字新拓〇〇番、〇〇番、大字八平字八平〇〇番、田 24,305 m²、畑 20,120 m²、合計 44,425 m²です。

貸付人は、白石町大字遠江〇〇番地、新観音の親である、〇〇さんです。借受人は、白石町大字遠江〇〇番地、子である〇〇さんです。

耕作面積は、田 59,390 m²、畑 35,242 m²、合計 94,632 m²です。

稼働力は男 2 名、女 2 名です。

申請の事由は、経営移譲年金受給のため、後継者に対し使用貸借権の設定です。期間は令和元年 11 月 17 日から令和 11 年 11 月 30 日です。

借受人は、今回借受される農地を含め、すべての農地において、これまで同様に適正な利用が認められ、機械、労働力、技術面、通作距離、地域との関係等も問題なく、農地法第 3 条第 2 項の各号には該当しないことから、申請は妥当と判断し、受理したところでございます。

以上で説明を終わります。ご審議方よろしくお願ひいたします。

議長 事務局の説明が終わりました。これについて、質疑ご意見ございましたらどうぞ。

(質問、意見なし)

議長 ないようですので採決に入ります。議案番号第 183 号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 ありがとうございます。全員賛成と認め、議案番号第 183 号は申請どおり当委員会において許可することに決定します。

〇番〇〇委員の入室を認めます。

(〇番〇〇委員、着席)

= 議案番号第 184 号 =

議長 続きまして、議案番号第 184 号、事務局に説明を求めます。

事務局長 まず、議案番号第 184 号。

権利の種類は所有権移転（売買）。

申請農地の表示。大字湯崎字川津〇〇番、〇〇番、畑 243.68 m²です。

譲渡人は、白石町大字湯崎〇〇番地、川津の〇〇さんです。譲受人は、白石町大字湯崎〇〇番地、川津の〇〇さんです。

耕作面積は、田 15,041 m²、畑 776.68 m²、合計 15,817.68 m²です。

稼働力は男 1 名、女 1 名です。

申請の事由は、譲渡人、譲受人の要望です。

譲受人は、今回譲受される農地を含め、すべての農地において、適正な利用が認められ、機械、労働力、技術面、通作距離、地域との関係等も問題なく、農地法第 3 条第 2 項の各号には該当しないことから、申請は妥当と判断し、受理したところでございます。

議案の位置図は、3 ページをご参照ください。

以上で説明を終わります。ご審議方よろしくお願いいたします。

議長 事務局の説明が終わりました。これについて地元委員の補足説明をお願いします。

〇番 〇番の〇〇です。

地元農業委員として 10 月 28 日に事務局と現地確認を行いました。譲受人は、現在、米や小葱を中心に約 1.5ha の規模で営農されています。今回の申請農地については、譲受人の住宅地に隣接していることもあり、譲渡人、譲受人双方の要望により申請をなされております。譲受人は、今後もこれまで同様、周辺地域と協力して耕作することを約束されており、所有権移転については問題ないと判断します。ご審議をお願いします。

議長 ありがとうございます。地元委員の補足説明が終わりました。これについて、質疑ご意見ございましたらどうぞ。

(質問、意見なし)

議長 ないようですので採決に入ります。議案番号第 184 号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 ありがとうございます。全員賛成と認め、議案番号第 184 号は申請どおり当委員会において許可することに決定します。

=議案番号第 185 号=

議長 続きまして、議案番号第 185 号、事務局に説明を求めます。

事務局長 議案番号第 185 号。

権利の種類は使用貸借権設定。

申請農地の表示。大字福富字昭和捌〇〇番、〇〇番、〇〇番、田 5,893 m²です。

貸付人は、白石町大字福富〇〇番地、南区の親である〇〇さんです。借受人は、白石町大字福富〇〇番地、南区の子である〇〇さんです。

耕作面積は、田 5,893 m²です。

稼働力は男 1 名です。

申請の事由は、新規就農による経営分離のため、後継者に対して使用貸借権の設定です。期間は令和元年 11 月 6 日から令和 11 年 11 月 5 日です。

借受人は、今回借受される農地を含め、すべての農地において、これまで同様に適正な利用が認められ、機械、労働力、技術面、通作距離、地域との関係等も問題なく、農地法第 3 条第 2 項の各号には該当しないことから、申請は妥当と判断し、受理したところでございます。

以上で説明を終わります。ご審議方よろしく願いいたします。

議長 事務局の説明が終わりました。これについて、質疑ご意見ございましたらどうぞ。

(質問、意見なし)

議長 ないようですので採決に入ります。議案番号第 185 号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 ありがとうございます。全員賛成と認め、議案番号第 185 号は申請どおり当委員会において許可することに決定します。

= 議案番号第 186 号 =

議長 続きまして、議案番号第 186 号、事務局に説明を求めます。

事務局長 議案番号第 186 号。

権利の種類は使用貸借権設定。

申請農地の表示。大字新拓〇〇番、〇〇番、大字新明〇〇番、〇〇番、〇〇番、田 19,147 m²です。

貸付人は、白石町大字新明〇〇番地、新明 3B の親である〇〇さんです。借受人は、白石町大字新明〇〇番地、新明 3B の子である〇〇さんです。

耕作面積は、田 19,147 m²です。

稼働力は男 1 名、女 2 名です。

申請の事由は、経営移譲年金受給継続のため、後継者に対し使用貸借権の再設定です。期間は令和2年1月1日から50年間です。

借受人は、今回借受される農地を含め、すべての農地において、これまで同様に適正な利用が認められ、機械、労働力、技術面、通作距離、地域との関係等も問題なく、農地法第3条第2項の各号には該当しないことから、申請は妥当と判断し、受理したところでございます。

以上で説明を終わります。ご審議方よろしくお願いたします。

議長 事務局の説明が終わりました。これについて、質疑ご意見ございましたらどうぞ。

(質問、意見なし)

議長 ないようですので採決に入ります。議案番号第186号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 ありがとうございます。全員賛成と認め、議案番号第186号は申請どおり当委員会において許可することに決定します。

＝議案番号第187号＝

議長 続きまして、議案番号第187号、事務局に説明を求めます。

事務局長 議案番号第187号。

権利の種類は所有権移転（贈与）。

申請農地の表示。大字福富下分字一ノ間〇〇番、田2,855㎡です。

譲渡人は、福岡県直方市大字頓野〇〇番地、〇〇さんです。譲受人は、白石町大字福富下分〇〇番地、東六府方区の〇〇さんです。

耕作面積は、田8,288㎡、畑59㎡、合計8,347㎡です。

稼働力は男1名です。

申請の事由は、譲渡人、譲受人の要望です。

譲受人は、今回譲受される農地を含め、すべての農地において、適正な利用が認められ、機械、労働力、技術面、通作距離、地域との関係等も問題なく、農地法第3条第2項の各号には該当しないことから、申請は妥当と判断し、受理したところでございます。

議案の位置図は、4ページをご参照ください。

以上で説明を終わります。ご審議方よろしくお願いたします。

議長 事務局の説明が終わりました。これについて地元委員の補足説明をお願いします。

○番 ○番の〇〇です。

地元農業委員として 10 月 29 日に事務局と現地確認を行いました。今回の申請農地については、譲受人が所有している農地と隣接しており、譲渡人、譲受人双方の要望により申請をなされております。譲受人は、今後もこれまで同様、周辺地域と協力して耕作することを約束されており、所有権移転については問題ないと判断します。ご審議をお願いします。

議長 ありがとうございます。地元委員の補足説明が終わりました。これについて、質疑ご意見ございましたらどうぞ。

(質問、意見なし)

議長 ないようですので採決に入ります。議案番号第 187 号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 ありがとうございます。全員賛成と認め、議案番号第 187 号は申請どおり当委員会において許可することに決定します。

＝議案番号第 188 号＝

議長 続きまして、2.「農地法第 4 条の規定による許可申請について」を議題といたします。議案番号第 188 号について、事務局に説明を求めます。

事務局長 農地法第 4 条の規定による許可申請についてご説明します。

議案番号第 188 号。

申請農地の表示。大字廿治字松〇〇番、田 7.35 m²、同じく〇〇番、畑 138 m²、計 145.35 m²です。

申請者は、白石町大字福田〇〇番地、屋形通の〇〇さんです。

転用目的は、宅地進入路となっております。

転用の事由としまして、〇〇番については、昭和 58 年頃の圃場整備により畑として換地され、宅地進入路として利用していた。〇〇番については、平成 2 年頃に南側道路からの進入路が狭いため拡張を行っていたというものです。これについては始末書の提出があります。

事業または施設の概要は、宅地進入路（北側）138 m²、宅地進入路（南側）7.35 m²です。

位置及び影響等は、東側が田・宅地、西側が宅地・田、南側が宅地・水路、北側が宅地・道路です。

面積の検討は適当と判断します。

その他参考事項としまして、農振除外が令和元年8月7日に一般にて決定公告がなされています。

農地区分は第1種農地。農地区分の該当事項は、特定土地改良事業等の施行に係る区域内にある農地で、許可基準の該当事項としましては、既存の施設の拡張（拡張に係る部分の敷地の面積が既存の施設の敷地の面積の2分の1を超えないものに限る）です。土地改良施設等への影響もなく、その他許可要件も全て満たしていることから、申請は妥当と判断し受理しております。

議案の位置図につきましては5ページから6ページをご参照ください。

以上で説明を終わります。ご審議方よろしくお願ひいたします。

議長 事務局の説明が終わりました。これについて地元委員の補足説明をお願いします。

○番 ○番の○○です。

地元農業委員として10月25日に事務局と現地確認を行いました。今回の申請は、宅地進入路を目的とするものです。周辺農地への影響もなく、区長、生産組合長からも同意を得られていることから、転用はやむを得ないと判断いたします。なお、既に無断で転用されていることについては十分指導しております。ご審議のほど、よろしくお願ひします。

議長 ありがとうございます。地元委員の補足説明が終わりました。これについて、質疑ご意見ございましたらどうぞ。

(質問、意見なし)

議長 ないようですので採決に入ります。議案番号第188号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 ありがとうございます。全員賛成と認め、議案番号第188号は原案のとおり申請を許可相当と認め、知事に進達することに決定いたします。

＝議案番号第189号＝

議長 続きますして、議案番号第 189 号、事務局に説明を求めます。

事務局長 議案番号第 189 号。

申請農地の表示。大字横手字一本杉籠〇〇番の一部、田 105 ㎡です。

申請者は、白石町大字横手〇〇番地、天神の〇〇さんです。

転用目的は、農業用資材置用パイプハウス、駐車場となっております。

転用の事由としまして、農業用道具や機械を置く倉庫、駐車場が不足しているため、自宅近くで使い勝手の良い道路沿いから出入りできる場所に、農業用資材置用パイプハウスや駐車場を整備したいというものです。

事業または施設の概要は、農業用資材置用パイプハウス 30 ㎡、駐車場 (1 台) 20 ㎡、通路等 55 ㎡です。

位置及び影響等は、東側が田、西側が宅地、南側が道路、北側が田です。

面積の検討は適当と判断します。

その他参考事項としまして、農振除外が令和元年 8 月 7 日に一般にて決定公告がなされています。

農地区分は第 1 種農地。農地区分の該当事項は、特定土地改良事業等の施行に係る区域内にある農地で、許可基準の該当事項としましては、住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものです。土地改良施設等への影響もなく、その他許可要件も全て満たしていることから、申請は妥当と判断し受理しております。

議案の位置図につきましては 7 ページから 8 ページをご参照ください。

以上で説明を終わります。ご審議方よろしくお願ひいたします。

議長 事務局の説明が終わりました。これについて地元委員の補足説明をお願いします。

〇番 〇番の〇〇です。

地元農業委員として 11 月 1 日に事務局と現地確認を行いました。今回の申請は、農業用資材置用パイプハウス、駐車場を目的とするものです。周辺農地への影響もなく、区長、生産組合長からも同意を得られていることから、転用はやむを得ないと判断いたします。ご審議のほど、よろしくお願ひします。

議長 ありがとうございます。地元委員の補足説明が終わりました。これについて、質疑ご意見ございましたらどうぞ。

(質問、意見なし)

議長 ないようですので採決に入ります。議案番号第 189 号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 ありがとうございます。全員賛成と認め、議案番号第 189 号は原案のとおり申請を許可相当と認め、知事に進達することに決定いたします。

＝議案番号第 190 号＝

議長 続きまして、3.「農地法第 5 条の規定による許可申請について」を議題といたします。議案番号第 190 号について、事務局に説明を求めます。

事務局長 農地法第 5 条の規定による許可申請についてご説明します。

議案番号第 190 号。

権利の種類は所有権移転（売買）です。

申請農地の表示。大字築切字松〇〇番、田 6,062 m²、同じく〇〇番、田 1,308 m²、計 7,370 m²です。

譲渡人は、白石町大字築切〇〇番地、沖小路の〇〇さん、白石町大字遠江〇〇番地、遠江中の〇〇さん。譲受人は白石町大字築切〇〇番地、弥平搦の〇〇株式会社 代表取締役 〇〇さんです。

転用目的は、使用済自動車保管場所、解体自動車保管場所となっております。

転用の事由は、敷地内に分散している使用済自動車置場及び作業場を一か所に集約したい。また、使用済自動車の解体作業は道路を横断する必要があり危険である。以上の理由により道路南側工場に隣接する土地を取得し、作業の効率化及び危険防止のための施設を整備したいというものです。

事業または施設の概要は、使用済自動車保管場所 2,555 m²、解体自動車保管場所 2,275 m²、雨水側溝、油水分離槽 323 m²、通路、植栽その他 2,217 m²です。

位置及び影響等は、東側が田・宅地、西側が田、南側が水路、北側は道路です。

面積の検討は適当と判断します。

その他参考事項としまして、農振除外が平成 30 年 10 月 11 日に一般にて決定公告がなされています。

農地区分は第 1 種農地。農地区分の該当事項は、特定土地改良事業等の施行に係る区域内にある農地で、許可基準の該当事項としまして、既存の施設の拡張（拡張に係る部分の敷地の面積が既存の施設の敷地の面積の 2 分の 1 を超えないものに限るものです。土地改良施設等への影響もなく、その他許可要件も全て満たしていることから、申請は妥当と判断し受理しております。

議案の位置図は、9 ページから 10 ページをご覧ください。

以上で説明を終わります。ご審議方よろしくお願ひいたします。

議長 事務局の説明が終わりました。これについて地元委員の補足説明をお願いします。

○番 ○番の〇〇です。

地元農業委員として 10 月 30 日に事務局と現地確認を行いました。今回の申請については、申請地に使用済自動車保管場所、解体自動車保管場所の整備を行われるものです。立地場所、申請内容等から周辺農地への影響もなく、区長、生産組合長、周辺農地の所有者からも同意を得られていることから、転用はやむを得ないと判断いたします。ご審議のほど、よろしくお願ひします。

議長 ありがとうございます。地元委員の補足説明が終わりました。これについて、質疑ご意見ございましたらどうぞ。

(質問、意見なし)

議長 ないようですので採決に入ります。議案番号第 190 号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 ありがとうございます。全員賛成と認め、議案番号第 190 号は原案のとおり申請を許可相当と認め、知事に進達することに決定いたします。

＝議案番号第 191 号＝

議長 続きまして、議案番号第 191 号、事務局に説明を求めます。

事務局長 議案番号第 191 号。

権利の種類は使用貸借権設定です。

申請農地の表示。大字遠江字新観音〇〇番、田 1,100 m²です。

貸付人は、白石町大字遠江〇〇番地、新観音の〇〇さん、借受人は、白石町大字遠江〇〇番地、新観音の株式会社〇〇 代表取締役 〇〇さんです。

転用目的は、農業用パイプハウス、農業用休憩室、農業作業スペース、農業用倉庫です。

転用の事由は、経営規模の拡大に伴い、農業用機械等を収めるビニルハウスや倉庫が必要になるとともに、販路の多様化によって配送トラックの集荷や駐車スペースが必要

になった。また、従業員数が増加したため休憩室を整備したいというものです。

事業または施設の概要は、農業用パイプハウス（1棟）120㎡、農業用休憩室（1棟）26.79㎡、農業用倉庫（2棟）12㎡、農業作業スペース、駐車場 921.91㎡、通路 19.3㎡です。

位置及び影響等は、東側が道路、西側が田、南側が水路、北側も水路です。

面積の検討は適当と判断します。

その他参考事項としまして、農振除外が令和元年 8 月 7 日に一般により決定公告がなされています。

農地区分は第 1 種農地。農地区分の該当事項は、特定土地改良事業等の施行に係る区域内にある農地で、許可基準の該当事項としまして、住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で、集落に接続して設置されるものです。土地改良施設等への影響もなく、その他許可要件も全て満たしていることから、申請は妥当と判断し受理しております。

議案の位置図は、11 ページから 12 ページをご覧ください。

以上で説明を終わります。ご審議方よろしく願いいたします。

議長 事務局の説明が終わりました。これについて地元委員の補足説明をお願いします。

○番 ○番の〇〇です。

地元農業委員として 10 月 25 日に事務局と現地確認を行いました。今回の転用申請は、借受人が代表取締役を務める会社の経営規模拡大等に伴い、農業用パイプハウス、農業用休憩室、農作業スペース、農業用倉庫を整備するためのものです。立地場所、申請内容等から周辺農地への影響もなく、区长、生産組合長からも同意を得られていることから、転用はやむを得ないと判断いたします。ご審議のほど、よろしく願いします。

議長 ありがとうございます。地元委員の補足説明が終わりました。これについて、質疑ご意見ございましたらどうぞ。

(質問、意見なし)

議長 ないようですので採決に入ります。議案番号第 191 号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 ありがとうございます。全員賛成と認め、議案番号第 191 号は原案のとおり申請を許可相当と認め、知事に進達することに決定いたします。

＝議案番号第 192 号＝

議長 続きます、議案番号第 192 号、事務局に説明を求めます。

事務局長 議案番号第 192 号。

権利の種類は使用貸借権設定です。

申請農地の表示。大字横手字一本杉籠〇〇番の一部、田 345 m²。

貸付人は、白石町大字横手〇〇番地、天神の〇〇さん、借受人は、白石町大字東郷〇〇番地、中郷南の〇〇さんです。

転用目的は、農家住宅です。

転用の事由は、妻の父が高齢になり、将来の世話や農業の手伝い等を考慮し、近くに住むことを考えた。また、子供が成長し、今のアパートが手狭になったため、農家住宅を新築したいというものです。

事業または施設の概要は、農家住宅（1 棟）88.5 m²、駐車場（4 台）80 m²、通路等 176.5 m²です。

位置及び影響等は、東側が田、西側が田、南側が道路、北側は田です。

面積の検討は適当と判断します。

その他参考事項としまして、農振除外が令和元年 8 月 7 日に一般により決定公告がなされています。

農地区分は第 1 種農地。農地区分の該当事項は、特定土地改良事業等の施行に係る区域内にある農地で、許可基準の該当事項としまして、住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものです。土地改良施設等への影響もなく、その他許可要件も全て満たしていることから、申請は妥当と判断し受理しております。

議案の位置図は、13 ページから 14 ページをご覧ください。

以上で説明を終わります。ご審議方よろしくお願いたします。

議長 事務局の説明が終わりました。これについて地元委員の補足説明をお願いします。

〇番 〇番の〇〇です。

地元農業委員として 11 月 1 日に事務局と現地確認を行いました。今回の申請については、借受人の義理のお父さんの農地を借り受けて農家住宅の整備を行われるものです。立地場所、申請内容等から周辺農地への影響もなく、区長、生産組合長などからも同意を得られていることから、転用はやむを得ないと判断いたします。ご審議のほど、よろしくお願いたします。

議長 ありがとうございます。地元委員の補足説明が終わりました。これについて、質疑

ご意見ございましたらどうぞ。

(質問、意見なし)

議長 ないようですので採決に入ります。議案番号第 192 号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 ありがとうございます。全員賛成と認め、議案番号第 192 号は原案のとおり申請を許可相当と認め、知事に進達することに決定いたします。

＝議案番号第 193 号＝

議長 続きまして、4.「非農地証明願いについて」を議題とします。議案番号第 193 号について、事務局に説明を求めます。

事務局長 非農地証明願いについて。

議案番号第 193 号。

願出農地は、大字大渡字岡崎〇〇番、畑 123 m²です。

願出者は、白石町大字大渡〇〇番地、岡崎の〇〇さんです。

農地でなくなった時期及び原因は、平成 5 年の圃場整備事業により宅地進入路が付替えされ、畑として換地されていた。今後も農地に戻して耕作することはなく、宅地への進入路として利用したいということです。顛末書の提出がっております。

圃場整備の有無は、地区内となっております。

その他参考事項といたしまして、農振除外が平成 26 年 12 月 4 日に見直しの決定公告がされています。

非農地化した原因、時期、経過、管理状況などの調査を行い、今後も再び農地として利用されることはない判断し、申請を受理しております。

議案の位置図は、15 ページをご参照ください。

以上で説明を終わります。ご審議方よろしく願いたします。

議長 事務局の説明が終わりました。これについても地元委員の補足説明をお願いします。

〇番 〇番の〇〇です。

地元の農業委員として 10 月 30 日に、〇〇委員及び事務局と現地確認を行いました。申請地は、平成 5 年の圃場整備事業により宅地進入路が付替えられ、畑として換地され

ていたとのこと。今回の申請については、区長、生産組合長及び近隣の住民の方からも以前から非農地であったという意見を得ておられ、今後も農地として利用されることはなく、また周辺の農地への影響もないことから、非農地として証明することはやむを得ないと判断いたします。ご審議をお願いします。

議長 ありがとうございます。地元委員の補足説明が終わりました。何か質疑、ご意見ございましたらどうぞ。

(質問、意見なし)

議長 ないようですので採決に入ります。議案番号第 193 号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 ありがとうございます。全員賛成と認め、議案番号第 193 号は非農地として当委員会で承認することに決定いたします。

＝議案番号第 194 号～第 198 号＝

議長 続きまして、5.「農業振興地域整備計画の 27 号振興計画及び農用地利用計画の変更について」、除外が議案番号第 194 号から第 197 号まで、編入が議案番号第 198 号です。一括して事務局に説明を求めます。

農業振興課農政係 今回の除外案件が 4 件、編入が 1 件となっております。

議案番号第 194 号。資料の 17、18 ページになります。所在地番は、大字堤字堤〇〇番、田の一部 40 m²、申請者は白石町大字堤〇〇番地、〇〇さん。変更理由としては、宅地進入路としての申請となっております。既存の宅地進入路が狭く、乗用車や農業用機械の通行に支障をきたしているということで、今回除外することとなりました。

続きまして、議案番号第 195 号。資料 19、20 ページになります。所在地番は、大字福富字北緑郷〇〇番、田の一部 25 m²。申請者は、白石町大字福富〇〇番地、〇〇さん。変更理由としては、家庭用排水路用地を確保するための申請となっております。

続きまして、議案番号第 196 号。資料の 21、22 ページになります。所在地番は、大字福富字南観音〇〇番、田の 673 m²。申請者は神奈川県小田原市東町〇〇、〇〇さん。変更理由として、青果業施設としての申請となっております。利用していく青果業施設は、現在、長崎県を拠点としている〇〇となります。こちらは、現在空き家となっている〇〇番、〇〇番の宅地を事務所として利用し、合わせて、現在、耕作がなされていない

い〇〇番の畑と〇〇番の田を青果業施設及び、コンテナ・大型車両駐車場として利用していくための申請となっております。

議案第 197 号、資料の 23、24 ページになります。所在地番は、大字遠江字谷〇〇番、田の一部 743 ㎡、申請者は白石町大字遠江〇〇番地、〇〇さん。変更理由として、リース事業を行う〇〇を運営されている〇〇さんが、既存のリース物件の置場が手狭になってきており、車輛の出し入れに支障を来しているということで、今回除外することになりました。

最後に、編入の資料として議案第 198 号、資料は 25、26 ページになります。所在地番は、大字築切字杉〇〇番、田の 1,100 ㎡、申請者は白石町大字築切〇〇番地、〇〇さん。平成 31 年 1 月に農業用資材置場及び苗床置場として農業用施設用地へ用途区分の変更を行いました、ご本人様より、転用目的がなくなったため農用地区域へ編入してほしいとの申し出がありました。集団的な 10ha 以上の農地であり農業振興地域計画の農用地区域内の農地に編入することが妥当だと考えられます。

以上、除外申請が 4 件、編入 1 件、ご審議をよろしく申し上げます。

議長 説明が終わりました。除外の議案番号第 194 号から第 197 号まで、編入の議案番号第 198 号、これについて何か質疑ご意見ございましたらどうぞ。

〇番 〇番〇〇です。議案番号第 196 号で青果業者の施設ができるということですが、青果業者の残さや臭いなど、地域の方は大丈夫なのでしょうか。

農業振興課農政係 〇〇さんと〇〇さんのほうで話を進めていただき、地域の方へご迷惑がかからないように協議を進めていただくことと、昨日時点でしっかり整理して転用申請をしていただくようになっています。

〇番 わかりました。

議長 他にございませんか。

(質問、意見なし)

議長 ないようですので、採決に入ります。除外の議案番号第 194 号から第 197 号まで、編入の議案番号第 198 号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 ありがとうございます。全員賛成と認め、除外の議案番号第 194 号から第 197 号ま

で、編入の議案番号第 198 号は原案どおり当委員会において承認することに決定いたします。

＝議案番号第 199 号＝

議長 続きます、議案番号第 199 号、6.「令和元年白石町農用地利用集積計画（11 号）の承認決定について」を議題とします。事務局に説明を求めます。

事務局 議案番号第 199 号、令和元年白石町農用地利用集積計画（11 号）の承認決定についてご説明します。

はじめに所有権移転関係でございます。今回は 3 件となっております。

整理番号の 1 番、買い手は八の割の〇〇さん。売り手は福富移の〇〇さん。土地の表示は、大字遠江字八平〇〇番、畑の 1 筆で 4,940 m²。利用目的は玉葱。所有権の移転時期は令和元年 11 月 6 日、支払期限は令和元年 12 月 27 日。10a 当たりの対価は、〇〇円、総額で〇〇円です。買い手の取得後の経営面積は 32,304 m²です

整理番号の 2 番、買い手は東区の〇〇さん。売り手は中区の〇〇さん。土地の表示は、大字福富下分字興福二区〇〇番、田の 1 筆で 2,194 m²。利用目的は米。所有権の移転時期は令和元年 11 月 6 日、支払期限は令和元年 11 月 29 日。10a 当たりの対価は、〇〇円、総額で〇〇円です。買い手の取得後の経営面積は 39,336 m²です。認定農業者です。

整理番号の 3 番、買い手は鹿島市の〇〇さん。売り手は天神の〇〇さん。土地の表示は、大字新開〇〇番、畑の 1 筆で 1,392 m²。利用目的は小葱。所有権の移転時期は令和元年 11 月 6 日、支払期限は令和元年 11 月 29 日。10a 当たりの対価は、〇〇円、総額で〇〇円です。買い手の取得後の経営面積は 56,120 m²です。認定農業者です。

次に、利用権設定の関係でございます。2 ページから 6 ページにかけて 45 件、7 ページの農地中間管理機構への利用権設定関係が 3 件、合わせまして 48 件の計画が提出されています。利用権の種類は賃借権設定が 47 件、使用貸借権設定が 1 件となっております。そのうち新規が 30 件、その中で自作地から新規に利用権の設定をされるものが 6 件で、再設定は 18 件でした。また農地利用集積円滑化団体である JA を通して設定をされているものが 26 件です。今回の利用権の総面積は 270,527 m²です。今回、利用権設定を受ける借り手につきましては、農業生産法人によるものが 2 件、個人によるものが 43 件、農地中間管理機構によるものが 3 件となっております。なお、今回の計画の中で未相続農地は 8 件となっております。

以上、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たすものとして、48 件とも承認が相当と判断いたします。ご審議のほどよろしく申し上げます。

議長 事務局の説明が終わりました。まず、所有権移転について審議します。質疑、ご意見

ございましたらどうぞ。

(質問、意見なし)

議長 ないようですので、採決に入ります。議案番号第 199 号、所有権移転について賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 ありがとうございます。全員賛成と認め、議案番号第 199 号の所有権移転については、原案どおり当委員会において承認することに決定いたします。

議長 つづきまして、利用権設定について審議します。これについては、農業委員会等に関する法律第 31 条の規定により議事参与の制限がございまして、利用権設定関係で、〇番の〇〇委員、〇番の〇〇委員、〇番の〇〇委員、〇番の〇〇委員については、それぞれの整理番号で発言を控えていただきます。

何か質疑、ご意見ございましたらどうぞ。

(質問、意見なし)

議長 ないようですので、採決に入ります。議案番号第 199 号の利用権設定について賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 ありがとうございます。全員賛成と認め、議案番号第 199 号の利用権設定については、原案どおり当委員会において承認することに決定いたします。

＝議案番号第 200 号～第 213 号＝

議長 続きまして、7.「農地移動適正化あっせん事業実施要領に基づくあっせん委員の指名について」を議題とします。

農地の売渡し希望、議案番号第 200 号から 209 号まで一括して事務局に説明を求めます。

事務局長 農地移動適正化あっせん事業実施要領に基づくあっせん委員の指名について、農地の

売渡し希望です。

議案番号第 200 号。申し出農地の表示。大字新拓〇〇番、田の 4,763 m²、農振農用地区域内です。あっせん申し出者は、白石町大字遠江〇〇番地、太原搦の〇〇さんです。申請理由は、規模縮小による農地の処分です。議案の位置図は、27 ページをご覧ください。

議案番号第 201 号。申し出農地の表示。大字横手字三本谷箆〇〇番、田の 2,830 m²、同じく〇〇番、田の 349 m²、同じく〇〇番、田 2,467 m²、計 5,646 m²です。全て農振農用地区域内です。あっせん申し出者は、白石町大字横手〇〇番地、大井の〇〇さんです。申請理由は、遠方による農地の処分です。議案の位置図は 28 ページをご覧ください。

議案番号第 202 号。申し出農地の表示。大字新拓〇〇番、田の 4,580 m²です。農振農用地区域内です。あっせん申し出者は、白石町大字新拓〇〇番地、〇〇さんです。申請理由は、その他の農地の処分です。議案の位置図は、29 ページをご覧ください。

議案番号第 203 号。申し出農地の表示。大字八平字新開〇〇番、畑の 5,910 m²です。農振農用地区域内です。あっせん申し出者は、白石町大字福富下分〇〇番地、東六府方区の〇〇さんです。申請理由は、遠方のための農地の処分です。議案の位置図は、30 ページをご覧ください。

議案番号第 204 号。申し出農地の表示。大字福富字三本松〇〇番、田の 3,005 m²です。農振農用地区域内です。あっせん申し出者は、白石町大字福富〇〇番地、北区の〇〇さんです。申請理由は、農地集約のための農地の処分です。議案の位置図は、31 ページをご覧ください。

議案番号第 205 号。申し出農地の表示。大字福富下分字七搦〇〇番、田の 967 m²です。農振農用地区域内です。あっせん申し出者は、白石町大字福富下分〇〇番地、東六府方区の〇〇さんです。申請理由は、高齢のための農地の処分です。議案の位置図は、32 ページをご覧ください。

議案番号第 206 号。申し出農地の表示。大字新開〇〇番、畑の 2,870 m²、同じく〇〇番、畑の 2,828 m²、計 5,698 m²です。全て農振農用地区域内です。あっせん申し出者は、白石町大字坂田〇〇番地、原田の〇〇さんです。申請理由は、高齢、後継者なしによる農地の処分です。議案の位置図は、33 ページをご覧ください。

議案番号第 207 号。申し出農地の表示。大字深浦字竜王箆〇〇番、田の 405 m²、同じく〇〇番、田の 399 m²、計 804 m²です。全て農振農用地区域外です。あっせん申し出者は、白石町大字深浦〇〇番地、室島の〇〇さんです。申請理由は、後継者なしによる農地の処分です。議案の位置図は、34 ページをご覧ください。

議案番号第 208 号。申し出農地の表示。大字深浦字竜王箆〇〇番、田の 578 m²、同じく〇〇番、畑の 10 m²、大字深浦字平山〇〇番、畑 296 m²、同じく〇〇番、畑 68 m²、同じく〇〇番、畑 180 m²、計 1,132 m²です。全て農振農用地区域外です。あっせん申し出者は、佐賀市鍋島町大字森田〇〇番地、〇〇さん（持分 1/2）、佐賀市高木瀬西〇〇丁目、〇〇さん（持分 1/2）です。申請理由は、後継者なしによる農地の処分です。議案の位

置図は、35 ページから 38 ページをご覧ください。

議案番号第 209 号。申し出農地の表示。大字戸ケ里字黒木〇〇番、田の 5,307 m²です。農振農用地区域内です。あっせん申し出者は、福岡県糟屋郡志免町別府北〇〇丁目、〇〇さんです。申請理由は、遠方による農地の処分です。議案の位置図は、39 ページをご覧ください。

以上、議案番号第 200 号から議案第 209 号まで 10 件です。白石町農地移動適正化あっせん事業実施要領 5 の(8)に農業委員の中からあっせん委員を 2 名指名すると定められておりますので、議案番号第 200 号から議案番号第 209 号までご審議のほどよろしくお願いいたします。

なお、主となる予定のあっせん委員の指名を議案書に記載しています。もう一人のあっせん委員の番号と氏名をお願いすることになります。

議長 議案番号第 200 号から 209 号まで、事務局の説明が終わりました。あっせん委員 2 名の選任についてよろしく申し上げます。

議案番号第 200 号。

〇番 〇番と〇番委員でお願いします。

議長 議案番号第 201 号。

〇番 〇番と〇番委員でお願いします。

議長 議案番号第 202 号。

〇番 〇番と〇番委員でお願いします。

議長 議案番号第 203。

〇番 〇番と〇番委員でお願いします。

議長 議案番号第 204 号。

〇番 〇番と〇番委員でお願いします。

議長 議案番号第 205 号。

〇番 〇番と〇番委員でお願いします。

議長 議案番号第 206 号。

○番 ○番と○番委員でお願いします。

議長 議案番号第 207 号。

○番 ○番と○番委員でお願いします。

議長 議案番号第 208 号。

○番 ○番と○番委員でお願いします。

議長 議案番号第 209 号。

○番 ○番と○番委員でお願いします。

議長 それでは、確認をいたします。議案番号第 200 号は○番○○委員と○番○○委員、201 号は○番○○委員と○番○○委員、202 号は○番○○委員と○番○○委員、203 号は○番○○委員と○番○○委員、204 号は○番○○委員と○番○○委員、205 号は○番○○委員と○番○○委員、206 号は○番○○委員と○番○○委員、207 号は○番○○委員と○番○○委員、208 号は○番○○委員と○番○○委員、209 号は○番○○委員と○番○○委員。それでは担当職員をお願いします。

事務局長 議案番号第 200 号は○○、201 号は○○、202 号は○○、203 号は○○、204 号は○○、205 号は○、206 号、207 号、208 号は○○、209 号は○○です。以後の連絡調整につきましては担当職員のほうによろしくをお願いします。

議長 次に、農地の貸借（借受）希望、議案番号第 210 号から第 213 号について、事務局に説明を求めます。

事務局長 議案番号第 210 号

希望農地の条件は、地域等が大字福富字七搦地区で、1 区画 60a 程度です。

作付作目はイチゴ（高設でのハウス栽培）です。

借受希望です。

あっせん申出者は、白石町大字福田○○番地、五反田の○○さんです。白石農業塾第○期生であり、現在、JA さが白石地区いちごトレーニングファームで研修中です。

議案番号第 211 号

希望農地の条件は、地域等が大字馬洗地区で、1 区画 35a 程度です。

作付作目はイチゴ（高設でのハウス栽培）です。

借受希望です。

あっせん申出者は、白石町大字福田〇〇番地、北川の〇〇さんです。白石農業塾第〇期生であり、現在、JA さが白石地区いちごトレーニングファームで研修中です。

議案番号第 212 号

希望農地の条件は、地域等が大字大渡地区で、1 区画 25～30a 程度です。

作付作目はイチゴ（高設でのハウス栽培）です。

借受希望です。

あっせん申出者は、白石町大字東郷〇〇番地、中郷北の〇〇さんです。白石農業塾第〇期生であり、現在、JA さが白石地区いちごトレーニングファームで研修中です。

議案番号第 213 号

希望農地の条件は、地域等が福富地域の南区、上区、下区、大字福田、大字築切地区で、1 区画 30～50a が 3 か所です。

作付作目は蓮根、水稻です。

借受希望です。

あっせん申出者は、白石町大字福富〇〇番地、南区の〇〇さんです。

以上です。白石町農地移動適正化あっせん事業実施要領 5 の(8)に農業委員の中からあっせん委員を 2 名指名すると定められておりますので、ご審議のほどよろしくお願いたします。

議長 議案番号第 210 号から 213 号の事務局の説明が終わりました。あっせん委員 2 名の選任についてよろしくお願いたします。

議案番号第 210 号。

〇番 〇番と〇番委員でお願いします。

議長 議案番号第 211 号。

〇番 〇番と〇番委員でお願いします。

議長 議案番号第 212 号。

〇番 〇番と〇番委員でお願いします。

議長 議案番号第 213。

○番 ○番と○番委員をお願いします。

議長 それでは、確認をいたします。議案番号第 210 号は○番○○委員と○番○○委員、211 号は○番○○委員と○番○○委員、212 号は○番○○委員と○番○○委員、213 号は○番○○委員と○番○○委員。それでは担当職員をお願いします。

事務局長 議案番号第 210 号、211 号、212 号、213 号は○○です。以後の連絡調整につきましては担当職員のほうによろしくをお願いします。

議長 それでは、あっせん委員になられました方はよろしく願います。

○番 ○番の○○です。質問いいでしょうか。

議長 どうぞ。

○番 新規就農で農業をしたことがない人が農業委員であっせんをして、もう農業はしないから、お金もないし借地料も払えないし、片付けもしないとなったときは、どこに相談すればいいのでしょうか。そうしないと農業委員もあっせんした以上は責任が出るので。

事務局長 今の○○委員さんの質問について、少しお時間をいただきたいと思います。

普通、一般にあっせんでやり取りをするものや、利用権設定を立てるとか、そういう場合は、全然ないとは言えませんが、支払いについて問題が出てくるようなことも、過去にはあります。当事者同士の話でお願いしますというようなことで対応してきました。農業塾生であるとか、町が施策としてやっている部分についてということで、おっしゃっているのかなとは思いますが。少し時間をいただいてもよろしいでしょうか。

○番 私も蓮根を作っていて、ここ 2、3 年大変です。もう蓮根は作りませんと言って、お金もないから払えないとか、パネルを片付けて欲しいと言っても放置されたり、地主さんとしても困るのではないかと思います。町もする以上は予算を組んでカバーしてくれるとか、そういうのはないのでしょうか。

事務局長 このあと、農業振興課長から中古とか、使っていないハウスの資材のことで、お願いにあがる予定です。なるべく経費的にも高くないようにということで考えておりますけど、今回のイチゴトレーニングファームの場合は、施設が相当費用もかかりますし、なるべく安くできるようにやっていかないといけないですので。もし担当課長が答えを出せたらそこで差し上げたいと思います。それでよろしいでしょうか。

○番 わかりました。

＝議案番号第 214 号＝

議長 続きまして、追加議案「農地法第 5 条の規定による許可申請について」を議題といたします。議案番号第 214 号、事務局に説明を求めます。

事務局長 議案番号第 214 号

権利の種類は所有権移転（売買）です。

申請農地は、大字新開〇〇番、畑 2,500 m²、同じく〇〇番、畑 788 m²、計 3,288 m²です。

譲渡人は、白石町大字牛屋〇〇番地、興亜の〇〇さん、譲受人は鹿島市大字森〇〇番地、〇〇さん。

転用目的は、従業員駐車場及び農業用資材置場です。

転用の事由は、経営規模の拡大に伴い、従業員駐車場及び農業用資材置場が必要になったというものです。

事業または施設の概要は、従業員駐車場（30 台）375 m²、農業用資材置場 1,000 m²、通路・その他 1,913 m²です。

位置及び影響等は、東側が道路、西側も道路、南側が畑・宅地、北側は畑です。

面積の検討は適当と判断します。

その他参考事項としまして、農振除外が〇〇番については、令和元年 9 月 18 日に軽微にて決定公告がなされ、〇〇番については、平成 10 年 10 月 23 日に見直しにて決定公告がなされています。

農地区分は農用地区域内農地。農地区分の該当事項は、市町が定める農業振興地域整備計画において、農用地区域内にある農地で、許可基準の該当事項としまして、用途区分の変更です。土地改良施設等への影響もなく、その他許可要件も全て満たしていることから、申請は妥当と判断し受理しております。

議案の位置図は、同じ資料の 2 ページから 4 ページをご覧ください。

以上で説明を終わります。ご審議方よろしく願いいたします。

議長 事務局の説明が終わりました。これについて地元委員の補足説明をお願いします。

○番 ○番の〇〇です。

地元農業委員として 11 月 1 日に事務局と現地確認を行いました。今回の申請は、現在 1.5ha 小葱を作付けしている譲受人である〇〇さんが、規模拡大により新たに 4.5ha

農地を購入したことに伴い、従業員駐車場及び農業用資材置場の整備を計画されました。申請地は、譲受人の〇〇さんの農地と道路に囲まれた農地であり、周辺農地への影響もなく、生産組合長からも同意を得られていることから、転用はやむを得ないと判断いたします。なお、以前から既に無断で転用されていることについては十分指導しております。ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長 ありがとうございます。地元委員の補足説明が終わりました。これについて、質疑ご意見ございましたらどうぞ。

〇番 〇番の〇〇です。これは、先月、私が質問した残りの分ですよね。先月まで相続ができていなかった件が売買できるようになったものでしょう。

事務局 これは、2つとも農振除外をしてある分で、あっせんとは別のものです。あとの4件は、今日の所有権移転1件を除き、まだ残っています。

〇番 わかりました。

議長 他にございませんか。

(質問、意見なし)

議長 ないようですので採決に入ります。議案番号第214号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 ありがとうございます。全員賛成と認め、議案番号第214号は原案のとおり申請を許可相当と認め、知事に進達することに決定いたします。

議長 これをもちまして全議案終了いたしましたので、続いて報告事項に移ります。

事務局 (事務局より報告事項を行う)
① 合意解約の報告
② 形状変更届出について

議長 報告も終わりましたので、続きまして、業務連絡に入ります。事務局より業務連絡をお願いします。

事務局 (事務局より業務連絡事項について説明)

- ① 第12回農業委員会総会の日時及び場所
- ② 農地パトロールについて
- ③ その他

議長 それでは、全件終了しましたので、以上をもちまして、第11回農業委員会総会を閉会いたします。

閉会時刻 午前10時57分

以上のとおり、農業委員会等に関する法律第 27 条の規定に基づく議事の顛末を記録し、白石町農業委員会会議規則第 18 条の規程により、ここに署名する。

令和 年 月 日

白石町農業委員会

会 長

会議録署名委員

会議録署名委員